



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *10 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 2
- *11 和歌山県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 2
- *12 和歌山県営自転車競走在席投票実施規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課)..... 7
- *13 和歌山県営自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則
(")..... 7

○ 告示

- 373 指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課)..... 8
- 374 指定自立支援医療機関の変更 (")..... 8
- 375 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課)..... 8
- 376 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 9
- 377 保安林の指定の解除に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 9
- 378 保安林の指定 (")..... 9
- 379 " (")..... 9
- 380 " (")..... 10
- 381 保安林の指定施業要件の変更 (")..... 10
- 382 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 11
- 383 基本測量の実施 (技術調査課)..... 11
- 384 道路の区域変更 (道路保全課)..... 11
- 385 道路の供用開始 (")..... 12
- 386 " (")..... 12
- 387 道路の区域変更 (")..... 12
- 388 " (")..... 13
- 389 道路の供用開始 (")..... 13
- *390 平成29年和歌山県告示第512号(和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定)の一部改正 (都市政策課)..... 13

○ 教育委員会告示

- 2 平成15年和歌山県教育委員会告示第2号(和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則による出資法人等)等の廃止 14

○ 公安委員会告示

- 8 指定講習機関の代表者の変更 14
- 9 運転免許取得者等教育を行う者の変更 14

○ 訓令

- *9 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)..... 15
- *10 和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令 (情報政策課)..... 16
- *11 和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)..... 17

○ 公告

紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課)..... 17
紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定 (")..... 18

○ 監査公表

監査公表第13号 18

○ 諸報

県営住宅等の管理の特例に係る公告 (和歌山県住宅供給公社)..... 21

規 則

和歌山県規則第10号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則（昭和39年和歌山県規則第99号）の一部を次のように改正する。

別表第1の20の項中

「作業服を最初に支給 する場合には、基準 数量欄中「1」を「2」と 読み替えるものとする。」	を	「作業服を最初に支給 する場合には基準数 量欄中「1」を「3」 と、ブツ靴を最初 に支給する場合には 基準数量欄中「1」 を「2」と読み替え るものとする。」	に改める。
---	---	--	-------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県規則第11号

和歌山県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県住民基本台帳法施行細則（平成14年和歌山県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(本人確認情報の開示請求) 第3条 略 2 前項の場合において、開示請求者は、開示請求に係る本人確認情報の本人又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人若しくは登記事項証明書の代理行為目録により当該請求の代理権を有していると認められる保佐人若しくは補助人（第2号において「法定代理人等」という。）であることを証明するため次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提出し、又は提示しなければならない。 (1) 略 (2) 本人に代わって法定代理人等が請求する場合 当該法定代理人等に係る前号に掲げる書	(本人確認情報の開示請求) 第3条 略 2 前項の場合において、開示請求者は、開示請求に係る本人確認情報の本人又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）であることを証明するため次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提出し、又は提示しなければならない。 (1) 略 (2) 本人に代わって法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及

類及び法定代理人等の資格を証明する書類として知事が適当と認めるもの

び法定代理人の資格を証明する書類として知事が適当と認めるもの

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第3条関係)

本人確認情報開示請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

請求者 郵便番号
住所
氏名
電話

住民基本台帳法第30条の32第1項の規定に基づき、次のとおり本人確認情報の開示を請求します。

開示請求に係る本人の氏名及び住所等	ふりがな	
	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
	男女の別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住民票コード	
開示の方法		<input type="checkbox"/> 書面の交付 <input type="checkbox"/> 閲覧
法定代理人等の場合		<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の代理行為目録により代理権を有していると認められる保佐人 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の代理行為目録により代理権を有していると認められる補助人

※次の欄には記入しないでください。

本人等の確認	本人 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
	法定代理人等 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
	本人と法定代理人等との関係
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
受付	年 月 日
備考	

- (注) 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
 2 請求の際には、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
 3 法定代理人等による請求の場合には、法定代理人等に係る注2の書類のほか、その資格を証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。

別記第3号様式中「法定代理人」を「法定代理人等」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式（第7条関係）

本人確認情報訂正等申出書

和歌山県知事 様 年 月 日

請求者 郵便番号
住所
氏名
電話

年 月 日付けで開示を受けた本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の35の規定に基づき、次のとおり訂正等を申し出ます。

訂正等申出に係る本人の氏名、住所等	ふりがな	
	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
	男女の別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住民票コード	
訂正等を求める内容		
法定代理人等の場合		<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の代理行為目録により代理権を有していると認められる保佐人 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の代理行為目録により代理権を有していると認められる補助人

※次の欄には記入しないでください。

本人等の確認	本人 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()
	法定代理人等 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()
受付	本人と法定代理人等との関係
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
備考	年 月 日

- (注) 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
 2 申出の際には、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
 3 申出の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
 4 法定代理人等による申出の場合には、法定代理人等に係る注3の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第12号

和歌山県営自転車競走在席投票実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県営自転車競走在席投票実施規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走在席投票実施規則（令和2年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（個人情報の保護） 第30条 県は、利用者の情報であって個人に関するものについて、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>（個人情報の保護） 第30条 県は、利用者の情報であって個人に関するものについて、<u>和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）の規定によるほか、同条例における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県規則第13号

和歌山県営自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県営自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走キャッシュレス投票実施規則（令和2年和歌山県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（個人情報の保護） 第36条 県は、加入者の情報であって個人に関するものについて、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>（個人情報の保護） 第36条 県は、加入者の情報であって個人に関するものについて、<u>和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）の規定によるほか、同条例における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（更生医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年 月 日
公立那賀病院	紀の川市打田1282	心臓脈管外科に関する医療	久保隆史	令和 5. 3. 31

和歌山県告示第374号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
有限会社河西薬局	和歌山市島橋東ノ丁24 3-67	医療機関の所在地	和歌山市狐島243	和歌山市島橋東ノ丁2 43-67	令和 3. 11. 1

和歌山県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業新池（黒岩）地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年4月3日から同月28日まで
- 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

和歌山県告示第376号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字堂ノ尾405の4、410、字風呂ノ尾533の1、536の3、546の17
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第377号

令和5年和歌山県告示第232号（以下「告示第232号」という。）で告示した保安林の指定の解除に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
森本林之助
- 2 解除に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び解除の理由
告示第232号のとおり

和歌山県告示第378号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町北郡字フジ根1123の3、1123の4、1123の9、1123の15
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園北寺字谷原356、368の1、字天王谷490の2、490の3（次の図に示す部分に限る。）、490の4、494の1、495、497、497の1、497の2（次の図に示す部分に限る。）、499
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第380号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字下田原字瀬詰437の4、437の11
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
日高郡日高川町大字下田原字瀬詰437の4・437の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第382号

令和5年農林水産省告示第307号（以下「告示第307号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

田邊美津子

平田聖明

中務薫

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第307号のとおり

和歌山県告示第383号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 作業期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

東牟婁郡北山村大字下尾井字細津呂1038番4地先から同村大字下尾井字細津呂1037番2地先まで	旧	11.30 } 16.85	380.00	
同上	新	11.30 } 20.70	380.00	

和歌山県告示第385号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村大字下尾井字細津呂1038番4地先から同村大字下尾井字細津呂1037番2地先まで

供用開始の期日 令和5年3月31日

和歌山県告示第386号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡由良町大字大引字田子谷大平赤パイノ内961番589地先から同町大字小引字田子谷577番1地先まで

供用開始の期日 令和5年3月31日

和歌山県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 山内恋野線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市隅田町芋生字芦原238番1地先から同市隅田町芋生字芦原237番1地先まで	旧	6.12 } 9.47	66.20	
同上	新	7.00 } 10.71	65.41	

和歌山県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山内恋野線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
橋本市隅田町芋生字芦原235番1地先から同市恋野字長通り112番地先まで	旧	6.47 } 12.11	529.19	恋野橋仮橋 L=142.80

和歌山県告示第389号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 龍神十津川線

供用開始の区間 田辺市龍神村殿原字大網代1320番1地先から同市龍神村殿原字谷口1051番1地先まで

供用開始の期日 令和5年3月31日

和歌山県告示第390号

平成29年和歌山県告示第512号（和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1項の表農林水産物の部高野六木の項の次に次のように加える。

コーヒー豆	白浜町
-------	-----

第1項の表農林水産物の部小玉スイカの項の次に次のように加える。

コショウラン	有田市 印南町
--------	---------

第1項の表農林水産物の部はっさくの項の次に次のように加える。

バナナ	海南市
-----	-----

第1項の表農林水産物の部ブドウハゼの項中「有田市」を「海南市 有田市」に改め、同部ブルーベリーの項の次に次のように加える。

ふわとろ長なす	岩出市
---------	-----

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第2号

次に掲げる告示は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

- 平成15年和歌山県教育委員会告示第2号（和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則による出資法人等）
- 平成20年和歌山県教育委員会告示第7号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）
- 平成29年和歌山県教育委員会告示第9号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第8号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和5年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

名称	特定講習の業務を行う事務所の名称	変更事項	新	旧	変更年月日
一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山県自動車学校	代表者の氏名	松本公望	溝端莊悟	令和5.2.7
	ソト浜自動車学校				
	和歌山県御坊自動車学校				
	那智勝浦自動車教習所				

和歌山県公安委員会告示第9号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定に

より、運転免許取得者等教育を行う者の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和5年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

名称	運転免許取得者等教育に使用する施設	変更事項	新	旧	変更年月日
一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山県自動車学校	代表者の氏名	松本公望	溝端莊悟	令和5.2.7
	ソト浜自動車学校				
	和歌山県御坊自動車学校				
	那智勝浦自動車教習所				

訓 令

和歌山県訓令第9号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員服務規程(昭和63年和歌山県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務時間等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の1週間当たりの勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき23時間15分とする。ただし、単純な労務に雇用される定年前再任用短時間勤務職員(以下「<u>現業職定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の1週間当たりの勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき31時間とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員及び現業職定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間等)</p> <p>第3条の3 勤務時間条例第3条第1項ただし書に規定する定年前再任用短時間勤務職員の週休日は木曜日及び金曜日とし、<u>現業職定年前再任用短時間勤務職員</u>の週休日は金曜日とする。</p> <p>2 勤務時間条例第3条第2項ただし書に規定する定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは月曜日から水曜日までの3日間において1日につき7時間45分とし、<u>現業職定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振りは月曜日から木曜日までの4日間において1日につき7時間45分とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、部長等は、勤務</p>	<p>(勤務時間等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の1週間当たりの勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき23時間15分とする。ただし、単純な労務に雇用される再任用短時間勤務職員(以下「<u>現業職再任用短時間勤務職員</u>」という。)の1週間当たりの勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき31時間とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>(再任用短時間勤務職員及び現業職再任用短時間勤務職員の勤務時間等)</p> <p>第3条の3 勤務時間条例第3条第1項ただし書に規定する再任用短時間勤務職員の週休日は木曜日及び金曜日とし、<u>現業職再任用短時間勤務職員</u>の週休日は金曜日とする。</p> <p>2 勤務時間条例第3条第2項ただし書に規定する再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは月曜日から水曜日までの3日間において1日につき7時間45分とし、<u>現業職再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振りは月曜日から木曜日までの4日間において1日につき7時間45分とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、部長等は、勤務</p>

の特殊性その他の事由により、特例を必要とする定年前再任用短時間勤務職員及び現業職定年前再任用短時間勤務職員について、勤務時間等を別に定めることができる。

の特殊性その他の事由により、特例を必要とする再任用短時間勤務職員及び現業職再任用短時間勤務職員について、勤務時間等を別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この規程による改正後の和歌山県職員服務規程(以下この項において「新規規程」という。)第3条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規規程の規定を適用する。

和歌山県訓令第10号

庁中一般
各地方機関

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令

和歌山県情報処理規程(昭和62年和歌山県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報統括責任者補佐) 第2条の3 略 2 情報統括責任者補佐は、<u>行政企画局長</u>をもって充てる。</p> <p>(有効利用の推進) 第3条 略 2 略 3 情報統括責任者補佐は、<u>県行政運営の向上を図る上で必要があると認めるときは、総務部行政企画局情報基盤課長(以下「情報基盤課長」という。)</u>が所管するコンピュータ(以下「情報基盤課所管コンピュータ」という。)の利用に関し、関係部局長又は主務課長等に必要な要請を行うものとする。</p> <p>(事前協議等) 第5条 主務課長等は、コンピュータを設置し、又はシステムを導入(変更)をしようとするときは、別に定めるところにより<u>情報基盤課長</u>に協議しなければならない。<u>情報処理に関する業務を第三者委託しようとするときも同様とする。</u></p> <p>2 <u>情報基盤課長</u>は、必要があると認めるときは、主務課長等にコンピュータの利用状況又は情報処理の内容について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。</p> <p>3 <u>情報基盤課長</u>は、前2項の規定による処理に関し、必要があると認めるときは、主務課長等に必要な指示を行うものとする。</p> <p>(研究協議)</p>	<p>(情報統括責任者補佐) 第2条の3 略 2 情報統括責任者補佐は、<u>企画政策局長</u>をもって充てる。</p> <p>(有効利用の推進) 第3条 略 2 略 3 情報統括責任者補佐は、<u>県行政運営の向上を図るうえで必要があると認めるときは、企画部企画政策局情報政策課長(以下「情報政策課長」という。)</u>が所管するコンピュータ(以下「情報政策課所管コンピュータ」という。)の利用に関し、関係部局長又は主務課長等に必要な要請を行うものとする。</p> <p>(事前協議等) 第5条 主務課長等は、コンピュータを設置し、又はシステムを導入(変更)をしようとするときは、別に定めるところにより<u>情報政策課長</u>に協議しなければならない。<u>なお、情報処理に関する業務を第三者委託しようとするときも情報政策課長に文書で協議しなければならない。</u></p> <p>2 <u>情報政策課長</u>は、必要があると認めるときは、主務課長等にコンピュータの利用状況又は情報処理の内容について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。</p> <p>3 <u>情報政策課長</u>は、前2項の規定による処理に関し、必要があると認めるときは、主務課長等に必要な指示を行うものとする。</p> <p>(研究協議)</p>

第6条 略
 2 前項の会合その他の業務の実施に関する総括は、情報基盤課長が行う。

(要領等の制定)
 第9条 この規程の実施に必要な事項で次に掲げるものは、情報統括責任者補佐が定めるものとする。

(1)・(2) 略
 (3) 情報基盤課所管コンピュータの利用に関すること。
 (4) 略

第6条 略
 2 前項の会合その他の業務の実施に関する総括は、情報政策課長が行う。

(要領等の制定)
 第9条 この規程の実施に必要な事項で次に掲げるものは、情報統括責任者補佐が定めるものとする。

(1)・(2) 略
 (3) 情報政策課所管コンピュータの利用に関すること。
 (4) 略

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第11号

庁中一般
各地方機関

和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県物品管理等事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第14条関係） 重要物品表		別表（第14条関係） 重要物品表	
分類	基準	分類	基準
自動車	<u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する自動車（当該自動車の番号標（自動車登録番号、車両番号又は標識番号のいずれかが記載された番号標に限る。）が表示されているものに限る。）</u>	自動車	<u>三輪以上のもの</u>
略	略	略	略
備考	略	備考	略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

公 告

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）第12条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）第12条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第13号

令和4年9月6日付け監査報告第9号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月31日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 谷 洋 一
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 和歌山県消防学校

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 被服等の貸与について、被服等整理簿が作成されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 職員の被服等の貸与に関する規則（昭和39年和歌山県規則第99号）に基づき、被服等整理簿を作成し、今後このようなことのないよう、職員に周知徹底した。</p>

2 和歌山県環境衛生研究センター

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ドラフトチャンバーの点検委託の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 再発防止のため、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）に基づき、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

3 和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 物品調達台帳の決裁については、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県精神保健福祉センター

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅費の支出において、調整額の調整を行わず、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>過支給となっていた旅費については、返納を行うとともに、今後適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>郵便切手類使用簿において、検印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>使用時の郵便切手類使用簿への記入漏れ及び使用枚数確認時の検印漏れ等のないよう、郵便切手類の適正な管理について、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立近代美術館

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>デジタル情報発信事業に係る展覧会3D撮影業務委託の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>支出負担行為の合議について、適正に処理するよう、職員に周知徹底を図った。</p>

7 和歌山県立紀伊風土記の丘

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>需用費修繕料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、職員に周知し、確認体制強化の徹底を図った。</p>

8 和歌山県立星林高等学校

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後、備品の現在高と現物との照合により、状況把握に努め、適切に備品管理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

9 和歌山県立和歌山北高等学校

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>県立和歌山北高等学校西校舎浄化槽保守点検等業務について、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。</p>

10 和歌山県立和歌山東高等学校

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、適正な備品の管理について、関係職員に周知徹底した。</p>

11 和歌山県立和歌山工業高等学校

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>収入調定票において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。</p>

12 和歌山県立和歌山ろう学校

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 電話料金支払において、納期限後の支払となったため延滞利息が発生している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 自動車等使用台帳について、車両管理者等の確認がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、支払日を確認するとともに適正な処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、自動車等使用台帳による自動車の適正管理について、関係職員に周知徹底した。</p>

13 和歌山県立紀北支援学校

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託に係る簡易公開調達において、見積書と同時に提出することとなっている書類の提出を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後、見積書の提出を受ける際には、必要書類の有無を複数人で確認し、適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p>

14 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>児童生徒等送迎業務に関する契約において、契約保証金受入前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。</p>

15 和歌山県和歌山東警察署

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>朝礼等での指示や啓発文書の作成・配布を実施し、署員に対し交通事故防止の意識高揚を促すとともに、所属の各級幹部により、運転経験の浅い若年層署員に対する実車運転指導に取り組んでいる。</p>

16 和歌山県和歌山西警察署

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 署員に対して朝礼・会議等の機会を捉えて交通事故防止について注意喚起するとともに、複数名での出張等の際には上位者による運転指導を行うなど、継続して交通事故防止に対する意識付けを行っている。</p>

17 和歌山県和歌山北警察署

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。 (2) 需用費消耗品費の支出負担行為において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 署員に対し、交通事故防止に関する資料等に基づく具体的な指示・教養を行うとともに、運転訓練等を実施し、交通事故防止に努めている。 (2) 支出負担行為の事務処理については、決裁権者の決裁がなされていることを確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年3月31日

和歌山県住宅供給公社理事長 下 宏

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等
和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表第1及び第2に掲げる県営住宅等
- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
 - (1) 2で定める県営住宅等のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、海草郡、伊都郡及び有田郡の区域に存する団地に係る管理の内容
 - ア 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による県営住宅等の管理
 - イ 県営住宅等の修繕に関する業務その他アに付随する業務
 - (2) 2で定める県営住宅等のうち、(1)に掲げる県営住宅等以外のものに係る管理の内容
和歌山県営住宅条例第4条に規定する入居者の募集及び同条例第9条第1項に規定する抽選に関する業務
- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで